

衆議院第八十五回議會小委員會調查報告書

本小委員会は昭和五十三年九月十八日(月曜日)委員会において、設置することに決した。

本小委員は委員長の指名で、次のとおり選任されました。

九月十八日	片岡清一君	加藤絳一君
片岡清一君が委員長の指名で、小委員長に選任された。	中村 靖君	武部 文君
	宮地 正介君	藤原ひろ子君
	堀内 光雄君	西宮 弘君
	米沢 隆君	依田 寒君

昭和五十三年十月十一日(水曜日)

出席小委員

出席政府委員	加藤 紘一君
武部 文君	
宣地 正介君	
藤原ひろ子君	
生活局長	堀内 光雄君
経済企画庁國民	弘君
井川	西宮 隆君
博君	米沢 実君
小委員外の出席者	依田

○片岡小委員長 これより連鎖販売・ネズミ講等調査小委員会を開会いたします。

連鎖販売・ネズミ講等に関する件について調査を進めます。

無限連鎖講の防止に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本小委員会は、いわゆるネズミ講による被害が拡大している現状にかんがみ、これを防止するため、設置以来各小委員間における意見の交換及び関係政府当局に対する質疑並びに参考人からの意見の聴取などをを行い、さらに各党間の意見調整を行うための作業を進めてまいりました。

## 本日の会議に付した案件

通商産業省産業政策局商政課長 矢橋有彦君  
自治大臣官房企画室長 金子憲五君  
特別委員会第二 曽根原幸雄君  
調査室長

す。

当委員会は、諸種の事情から公開をしないで、相当具体的な内容まで質疑を交わし、参考人の皆さんにもおいでをいただいているふうとやりとり

をいたしまして、委員会五回、小委員会九回、それを通じて大体の内容は明らかになりましたが、これからこの法案に基づいて起きる具体的なことを、私どもは各省庁の皆さんとの御意見を聞きたいということからお尋ねするわけであります。

最初に、この法律が施行された場合に、この対象となるネズミ講の組織というものは現在時点でどの程度あるのか、それは何府県にまたがっておるか、これを警察庁からお伺いをいたしたい。

〔左野説明員　要請なり〕法案の中身が確定してお

らぬ段階で警察で公刊資料その他を集めたり、あるいは関係の府県に若干聞いてみたというふうな形でとらまえた数字でござりますので、まだこれからフォローするなりあるいは検証してみないと正確なことは申し上げかねるというのが実は実情でございますが、あえて五月時点で幾つぐらいあ

ます無限連鎖講の防止に関する法律案の草案は、各党の意見をもとに小委員長の手元で作成したものです。

無限連鎖講の防止に関する法律案小委員長案  
〔本号末尾に掲載〕

つたかと申しますと、私の方の把握では六十八支部ほど今度の法案の対象になるうかなと思われるものがございます。それから関係都道府県というところで申し上げますと、約四十都道府県にまたがりはせぬか。これはあくまで相当推測なり判断の問題が入っておりますということを前提で御承知

しますが、この法律の第二条でネズミ講を定義しておるわけでございます。会主導型はいま出資法でいろいろ摘発を受けておるわけですが、会主導型及び会員主導型のネズミ講の開設や運営あるいは勧誘、そういうものについてこの定義で確実に検挙をして公判維持ができる、そのような確信を持つておられるかどうか、この点を最初に警察庁に、また、刑事局の方はそれで公判維持ができるというふうに理解しておられるかどうか、それを伺いたい。

○佐野説明員 具体的に検挙できるかどうかといふ御質問でござりますが、これは訴訟上の举証の問題とかいろいろな問題に關係いたしますので、検挙できるかどうかという点に関してのお答えですと、ちょっといたしかねる。ただ、問題は、ネズミ講の典型的な構成要件は二条に書いてござりますので、その種の要件に該当するものがAであろうとBであろうとあるいは、とにかくその種の構成要件に当たるものにつきましては私どもとしては従来の取り締まりより一步も二歩も進んだ取り締まりができるのではないかといふふうには考えております。

それから、あとでは会主導型と会員主導型という御指摘がございましたが、これも実はよく調査してみなければわからぬ点も多いかと思います。問題は、変形なり多少形容詞的な面がいろいろついておりまして、それである意味では千差万別というふうな性格もございますので、これも一概には申し上げられぬのですが、一般的には会が主導しているものに関しては現在でも出資法ですか、この種の既存の法令で対処いたしております。したがつて、その種のものでも今度の二条の要件に当たつてくるものがあれば、それはその限りにおいてはこの適用ということも考え方よりうかと思ひます、いずれにいたしましてもう少し実態のものが総合的にでき上がった段階でもう一遍いま申し上げました点についても見直しをやってみたい、かのように考えている次第でございます。

○武部小委員 次に、通産省にお伺いいたしました。

○佐藤説明員 お答えいたしました。

○武部小委員 もう一つ通産省にお伺いいたしました。

現在、犯罪になりませんネズミ講につきましては、われわれその実態をつまびらかにいたしておはりませんので正確なことを申し上げるわけにはまいりませんが、幸い熊本のネズミ講につきましては詐欺その他で告発がございまして、刑事案件として処理したという実績がございます。その観点から、当時収集いたしました資料に基づいて考えてみますれば、本構成要件にそれなりに当てはまるものというふうに考えられます。

その他、会主導型と称する現在の出資法によって規制をしておるネズミ講、これもある程度実態がわかつておりますので、このものにつきましてもこの構成要件によつて十分規制は可能であるというふうに考えております。

○武部小委員 そういたしますと、従来の出資法による取り締まりとこの新しい法律による取り締まりについては、新たな観点で第二条を生かせばようになされた方では御理解になつておると考えてよろしくございますか。

○佐藤説明員 お答えいたしました。

これはやや専門的な法律の適用の問題にならうかと思ひますけれども、出資法というものは申すまでもなく、出資法の一条でございましたか、預かり金の禁止に関する規定、これは一種のもぐり銀銀行の禁止規定でござりますので、本件のようにいわゆる射幸性に基づいていろいろな犯罪が行われるという形態とはちょっと違いますので、法律と新法との関係でござりますけれども、御指摘のとおりまして、訪販法の方では特定負担、つまり最初の商品代金と取引料の合計額が二万円未満の場合にはマルチ商法の定義から外れておりまして、したがいまして訪販法の適用外となつておる次第でございます。しかし、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように商品の販売を目的とした

法律でお取り締まりを願いたい、かように念願している次第でございます。

それから、御質問の第二点でございました訪販法の政令で除かれておりますいわゆる少額マルチと新法との関係でござりますけれども、御指摘のとおりまして、訪販法の方では特定負担、つまり最初の商品代金と取引料の合計額が二万円未満の場合にはマルチ商法の定義から外れておりまして、したがいまして訪販法の適用外となつておる次第でございます。しかし、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように商品の販売を目的とした

法律はこの委員会でマルチの問題を取り上げたときに、マルチとネズミは根は一つだ、ネズミの上に商品が乗つかかって走り回るのがマルチだ、こういう定義でいろいろ論議もしそれなりに取り締まりをしてもらつたわけです。警察庁はマルチを訪販法で取り締まりをして何件か検挙もしておりますが、この法律が施行されてから二年たつておるわけです。しかし、いまだにマルチは残存をしております。そういうことは、この訪販法には限界があるのじゃないかと思われます。特にこの訪販法が制定されるときの通産省の答弁、当時の天谷局長、現在のエネルギー厅長官であります、この人の答弁が議事録に載つております。通産省は、この法律が施行されればマルチ脱法のために名目に商品流通を伴うようにしておるのを残しておる。しかし現状はそうではない。しかも訪販法によって摘発された内容を見るたよななものにつきましては、実態に着目して本法でお取り締まりを願いたい、かように念願しておる次第でございます。

それから、御質問の第二点でございました訪販法の政令で除かれておりますいわゆる少額マルチと新法との関係でござりますけれども、御指摘のとおりまして、訪販法の方では特定負担、つまり最初の商品代金と取引料の合計額が二万円未満の場合にはマルチ商法の定義から外れておりまして、したがいまして訪販法の適用外となつておる次第でございます。しかし、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように商品の販売を目的とした

ふうに考えてはいますか。

○矢橋説明員 ただいまの御指摘は、要約いたしま

ますと、恐らく現在のような行為規制でなくて新法のような禁止法のようなものを考えてはいかがかというような御指摘と理解した次第でござります。

そこでその問題でござりますけれども、私どもいたしましてはマルチ商法を全面禁止とする対処の仕方は必ずしも適当ではないんではないかと考へておきたいと思います。と申しますのは、仮に全面禁止、直罰ということになりますと、当然のことではありますけれども罪刑法定主義たまえから申しまして構成要件を厳格に限定する必要があるわけでございます。しかるにマルチ商法の実態にはきわめて多様なパターンがござります。また、規制に対応いたしまして、变幻自在でございます。つまり、そのようにいたしますと脱法のおそれがあつて大きくなつて問題ではないかという点が第一点でございます。

ゆる悪いマルチでも問題のないもの、あるいはさらに進めて申しますと特約店制度とかサブランチチャイズ制度と申しますような正常な取引の形態、こういうものを文言上明確に区分することは非常にしづらいことであると考えているわけでございます。

以上申し上げましたうことから、私どもといたしましては、マルチにつきましては営業の形態をある程度緩やかに広く決めておきまして、そして悪い行為を直に取り締まりをするというような現在の法律の形が一番妥当ではないかと考えておきます。そうは申しましても、冒頭だいま先生からおしかりを受けましたように、ねらいは悪いマルチの実質的な全面禁止でござりますわけですから、私どもといたしましては、法施行はもとよりのこととございますが、加えて啓蒙普及等一生懸命いたしまして、悪いマルチの実質的な禁止に一步でも近づくように最大の務めを果たしたい、かように考へておきたいと思います。

○武部小委員 きょうはマルチの問題ではあります。

せんからこれは宿題にしておきたいと思いま

が、私はよいマルチ、悪いマルチという区別はないと思います。よいマルチというものは存在をしないという立場でおりますが、これはいすれにしても首謀者が罰せられなくて一番末端の行為者が罰則にひつかかるという、そういう具体的な事実が今日起きておるわけですから、こういう問題について訪販法の洗い直しをする必要がひとつあるんじやなかろうか、こう思いますが、これはいざれ改めてまた別の機会にやりたいと思います。

そこで、今度は、本法が施行された場合にいろいろの脱法行為が行われるだろうということが予測できます。それは今までの例から見ても明白であります。されば、法律の罰則の規定の適用に当たつて警察庁あるいは法務省はこの問題についてどう聞きたい。

○佐野説明員 御指摘の点ですが、問題はどういうふうにお考へになつておりますか、これをお聞かせください。

ゆる悪いマルチのものが出てくるかという予測がちょっとつきかねると思いますが、ただ、あえて想されるような幾つかのパターンを考えた場合に、その種のものはいわゆる伝播性に非常にブレーキかかるようなパターンしかあとは考えられないのじやないかという感じがいたしますので、むしろ当面はこの規制で相当程度の効果が上げ得るのは事実としてつかんでおるわけです。したがって、この法律は彼らにとっては大変問題の法律になるだろうということは当然であります。しかし、いままでそのことを繰り返しやつてきておるということを具体的な事実としてつかんでおるわけです。したがって、この法律は彼らにとっては大変問題の法律になる

ので、現段階ではこの法案で十分警察庁としては対処できるというふうな判断をいたしております。

○佐藤説明員 現在各方面におきましてネズミ講として問題にされておりますような案件につきましては、この法律によつて十分取り締まりが可能

してあるということはまず言い得ると思います。それから先、法律を施行いたしました後におきまして、これは言うならば法律と人間の知恵比べといふことでいろんな脱法手段を考えてくるとともにあればこの法ではなかなかこれで必要な脱法手段を予想いたしましたとしても将来の脱法手段を予想いたしまして、あるいはその段階におきまして検討するといふことは、やはりその段階におきまして検討するといふことになるのが法律の筋ではなかろうかというふうに考へております。

○武部小委員 私がこれを申し上げたのは、なるほどおっしゃるとおり、本法施行後において彼らはどういう手に出てきたか、その具体的な事実が起きてからこれについて判断をするこれは筋だと思います。しかし、今まで私どもの委員会でやりとりしたり資料をとつたりした中でわかったことは、これは一筋なわけはいかぬ、いろんな形で脱法行為をやってくるだろう、今までそのことを繰り返しやつてきておるということを具体的な事実としてつかんでおるわけです。したがって、この法律は彼らにとっては大変問題の法律になるだろうということは当然であります。しかし、いままでそのことを繰り返しやつてきておるということを具体的な事実としてつかんでおるわけです。したがって、この法律は彼らにとっては大変問題の法律になる

うことは望として申し上げておきたいと思いま

す。次に、第四条の関係であります。第四条は「調査及び啓もう活動」ということになつております

が、実際にネズミ講がどういう具体的な活動を

しておるか、その内容について調査をするものは主

として警察庁の防犯という形でおやりになるだろ

うまたそうでなければこの法ではなかなかこれで必要に応じてそういう調査をやつていただける

かどうか、その点をお聞きをしたい。

○佐野説明員 實質的な意味で私どもの防犯活動

だとかあるいは捜査活動の周辺の問題ということ

で掌握した問題が実質的にはこの四条の働く上で

を発表していく調査なり

と思います。もちろん私

どもそういう構成である程度の実験掌握といふ

最大的のいましようか相当支えになるということ

を申し上げられようかと思います。もちろん私

どもそういう構成である程度の実験掌握といふ

を申し上げられます。ただ、

形式的な法文だけの問題で申し上げますと、ここに書いてございます四条の「調査」あるいは「啓

もう」というものにつきましては、一応関係省

がそれぞの所管に応じて調査活動なり啓蒙をや

るという形になつてございます。もちろん、犯罪

捜査という面では、もっぱら私どもの責任においてやるということにならうかと思いますが、いま申しました調査とか啓蒙という問題になります

と、その他いっぽいござります各省庁の中の一つ

といふこと、しかもその一つといふことは、形式

的には調査というよりは犯罪捜査上の情報ないし

と、その他のいっぽいござります各県の中の一つ

といふこと、しかもその一つといふことは、形式

的には調査といふことになります

と、その他のいっぽいござります各県の中の一つ

といふこと、しかもその一つといふことは、形式

といふこと、しかもその一つといふことは、形式

的には調査といふことになります

と、その他のいっぽいござります各県の中の一つ

といふこと、しかもその一つといふ

あろうかと思いますが、全体の中の一省庁といふ  
ような位置づけでしか法文上は認めないと  
うございます。

○武部小委員 おっしゃるようすに、啓蒙の問題は後で申し上げますが、調査というのはたとえば、経済企画庁に調査しろと言つたってこれはなかなかできっこないので、この法律に基づいて具体的な犯罪の様子を調査するというのは、やはり警察庁においてやつていただきなければいかぬ。ですから、調査の大綱は警察庁が握つておるという、そういうような面でやってもらいたいというのが、私のあなたに対する期待であります。啓蒙の問題はまた別であります、調査というのは、やはり警察庁に的確にやつてもらいたいものだということを特に要望しておきたいと思ひます。

が、この学生のネズミ講というのは非常に飛び火が速いのでありますて、すでに神奈川大学その他京浜地区にももう相当飛び火をしているようであります。そういう意味で、学生のネズミ講の被害というのには非常に速い、地域がすぐ広がるのでありますて、そういう面で、前回局長連達を出してもらいましたが、この法律施行に基づいて、特にねらわれておる学生及び各種学校や予備校についても政府機関としてぜひ各省庁において今後もそのような調査、啓蒙をぜひやってもらいたい、こう思いますか、いかがでしょうか。

大学局長名で通知を出したところではございますが、また啓蒙はもちろんのこと、学生の加入状況、被害状況等、文部省の調査できる限度ではござりますが、そういう実情も調査し、啓蒙に努めたいと思うわけでございます。

出ましたけれども、こういう学校等に対しまして  
も文部省から直接あるいは連盟等、こういう各種  
学校の連盟等がございますので、そういう機関を通じまして啓蒙等に努めたいと思うわけでござい  
ます。

○佐藤説明員 私どもといたしましては、犯罪の防止といふものは恐らく取り締まり機関の努力の範囲によつては根絶がたいといふことは多年痛切に感じておるところでありまして、できるだけ関係機関の協力のもとに一致団結して犯罪を撲滅していくと、いう方針で終始臨んでおるところであります。

まして、いろいろなことがございますが、具体的に申し上げますれば、いろいろな事件があつた場合に、その事件から得られました資料等につきましては行政サイドに、捜査の秘密を害さない限りにおきまして流していく検討を願うということともいたしております。また逆に、行政庁側からいろいろな御協力、資料の提供等をいただいておるということともございますので、そういう線で第四条に基づきます関係省庁の調査と、われわれが法務省の設置法に基づいて行つております調査とをうまくいぐあいに兼ね合わせまして、この種犯罪の防止に当たってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

合に、公正取引委員会としてはあなたの方の任務の範囲内で調査をして、独禁法十九条のいわゆる不公正な取引方法、そういうものに該当すれば、マルチとのときのようなそういう処置をとつていただけるかどうか、この点、いかがでしようか。

・ただいま武部先生から御指摘がありました点は当然のところでございまして、今後この法案が成立いたしました後にどのような脱法行為が行わられるか、これは私どもまだはつきりわかっておるわけではありませんけれども、仮にそのような行為が、公正取引委員会が施行しております独占禁

止法あるいは景品表示法、これらに抵触するようなものでござりますれば、私どもいたしましてはこれに対し積極的に対処してまいりますことはもとよりのことと存ります。

○武部小委員 この法律の第四条、「国及び地方公共団体は」という項目が入ったわけでありますが、地方公共団体の広報紙その他を通じて自治体の住民に対する啓蒙活動を当然やつていただけようのですが、自治省として、第四条どうで

○金子説明員 地方公共団体におきましては、相

談活動あるいは広報活動等をやっておりますが、そういうたるものを通じて十分に本法の趣旨を徹底してまいりたいと考えております。

○武部小委員 それじゃ、経済企画庁。あなたの方はこの啓蒙の方にも今までテレビを通じたり新聞広告をやつたり、いろいろな形でネズミ講禁止のことをやってこられました。それはそれなりにある程度の効果があつたと思うのです。そういうものは続けていてもらわなければいけませんが、特にあなたの方は、たとえば衣食住の問題から家庭管理の問題、健康、美容の問題まで、非常に広範囲にわたって日常の国民生活に関連するものについてやつてこられたわけですが、このネズミ講を含めて広く啓蒙活動をいままでもやってこられた。したがつて、今後もこのネズミ講の防止のために経済企画庁が啓蒙の総合調整をやって、

○吉岡説明員 経済企画庁といたしましては、從来からネズミ講の問題も含めまして、先生おっしゃいますようにいろいろな幅広いもので、国民生活センターの広報媒体あるいは政府広報にお願いをいたしましていろいろ啓蒙をやつしてきたわけでございます。今後ともネズミ講防止の啓蒙活動につきましては、関係省庁と十分協議をしながらその調整に努めてまいりたいと思います。

○武部小委員 今までいろいろ各省庁の見解を求めてきたわけですが、私ども、この法律がここ

で決定した以後のことについて大変心配をしておることがあります。

それは、今日まで当委員会で十数回にわたってネズミ講なるものの本質を私どもは究明してきて、これが本質的に成り立たないということをもつて、訴訟的行為だとしたわけです。いわゆる賭博的行為、ギャンブルというようなものがそれに加味されるとかいろいろな意見もあり、最終決定の法案になつたわけですが、問題はこの法律公布後、この最後にございますように、「公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。」とい



○宮地小委員 その辺をぜひとも今回の新規立法との絡みの中から、特にここでこのネズミのやはり禁止立法ができるわけでございますから、私は、連係を密にして、この学生ネズミというものは、排除に、直接的にはサラ金ということで大蔵省としても一步立場を異にするような考え方を持っておるようございますが、これは連係プレーの中でこの学生ネズミ、特にサラ金ぐるみの学生ネズミの排除には積極的に調査、また協力を要望したい、こういうふうに思うわけでございます。

さらに、現在このいわゆる財團法人天下一家の会がすでに登記抹消されおりながら、現実にはまだその財團法人天下一家の会という看板がかかる、そういう中で、やはり財團法人は国が認めたものであるという会員啓蒙などが行われて、このネズミが繁栄しているわけでございますが、この新規立法を契機に、やはりこの看板を本気になつておろす、これに対してもどのように働きかけをさらに進めていかれるか、この点について、厚生省はきょう来てないのですか。

○片岡小委員長 来ていません。

○宮地小委員 じゃ、法務省の方でその点ちょっと伺いたいと思います。

○佐藤説明員 どうも事柄は民事局長の所管に属することと考えられますので、先生の御趣旨を承ります。担当部局長にお伝えいたしたいと思います。

○宮地小委員 先ほども通産省の矢橋商政課長からマルチの関係については十分御説明あつたわけですけれども、やはり国民がこのマルチの訪問販売法、そして今回できるネズミのいわゆる防止法、この際路にこのネズミが逃げ込まない、これは非常に重要なこれから考えられるところでございますが、マルチとこの防止法との関係において、この際路としてやはり心配されるところを特に商政課長、その点について御意見があれば伺いたいと思います。

○矢橋説明員 御答弁申し上げます。  
先ほども申し上げましたとおりでございますけ

れども、私ども一番心配しておりますことは、ネズミ講に関しまして全面禁止を目指す新法がでることでもって、それはネズミではなくマルチであるというような形、これが一番予想される形でございますが、そういった形でいわゆる脱法をしてまいりますと、実情を申しまして私どもの手に負えないわけでございます。そういうものにつきましては、実態に着目していただきまして、新法の方で取り締まりをお願いしたいというのが、私どもの一番の念願でございます。

○宮地小委員 国税庁に伺いますけれども、いままでこのネズミのいわゆる脱税行為ということを確認しておる、そういう中で、やはり財團法人は国が認めたものであるという会員啓蒙などが行われて、このネズミが繁栄しているわけでございますが、この新規立法を契機に、やはりこの看板を本気になつておろす、これに対してもどのように働きかけをさらに進めていかれるか、この点について、厚生省はきょう来てないのですか。

○片岡小委員長 来ていません。

○宮地小委員 じゃ、法務省の方でその点ちょっと伺いたいと思います。

○佐藤説明員 どうも事柄は民事局長の所管に属することと考えられますので、先生の御趣旨を承ります。担当部局長にお伝えいたしたいと思います。

○宮地小委員 先ほども通産省の矢橋商政課長からマルチの関係については十分御説明あつたわけですけれども、やはり国民がこのマルチの訪問販売法、そして今回できるネズミのいわゆる防止法、この際路にこのネズミが逃げ込まない、これは非常に重要なこれから考えられるところでございますが、マルチとこの防止法との関係において、この際路としてやはり心配されるところを特に商政課長、その点について御意見があれば伺いたいと思います。

○矢橋説明員 御答弁申し上げます。  
やはりその最たるもののはネズミ講のいわゆるPR

の仕方、巧妙な、國民から見るとなかなかわからぬことでもって、それはネズミではなくマルチであるというような形、これが一番予想される形でございますが、そういうものにつきましては、実態に着目していただきまして、新規立法を契機としての法的検討、そういうものができるかどうか伺いたいと思います。

○川井説明員 ただいま先生の御指摘のような問題が今後起きたのではないかということは、当然予測されるところでございますけれども、私ども公正取引委員会が施行しております独占禁止法あるいは景品表示法は、いわゆる競争手段といふことを前提としてつくられた法律でございますので、仮にこのいわゆるネズミ講が競争手段の範疇に入つてくるようなことが考えられるとすれば、それは當方で積極的に規制していくことはもとよりでございますし、その範囲内で仮に広告その他不當なものがあるならば、それについては規制をしていくということにならうかと思います。

○宮地小委員 さて、自治省に伺いたいのですが、この四条にございます「地方公共団体の任務」、こうなりますと、いわゆる県市町村が実際の現場の窓口として、いろいろと相談あるいは啓蒙、そういうものをやはり積極的にやっていくことが、國民の底辺に對して一番末端の窓口になるわけでございます。(サラ金などについては、最近講につきましては、所得があれば、私どもは厳正にこれを調査をいたしまして課税をしているところでございます。特に熊本のネズミ講に対しましては、國税局長を責任者とする特別調査班を編成して調査をしているところでございまして、この法律が施行されましてネズミ講 자체がどのように変化をいたしましても、所得があれば法人税法なり所得税法に従いまして、完全にその実態を把握して課税をしてまいりたいと思います。

○宮地小委員 公取委にちょっと伺いたいのですか、この新規立法ができましても、いろいろと抜け道をやはり巧妙に考えてくると思うのですが、やはりその最たるもののはネズミ講のいわゆるPR

えておられる伺いたいと思います。

○金子説明員 地方公共団体におきましては、消費生活センターのほかに各役場の窓口等におきましても、その相談業務を行っております。こういった住民の身近にある相談業務を通じまして、この新規立法成立を契機として、何らかの啓蒙活動あるいは國民にわかりやすいそういう点の公取委員会としての法的検討、そういうものができるかどうか伺いたいと思います。

○吉岡説明員 経済企画庁としては、たとえば啓蒙活動、PR活動を積極的にやっていくことは当然でありますけれども、各省庁のいわゆる取りまとめ役といいますとか、いわゆる事務の取りまとめの中心的役といふような立場で今後この新規立法を契機にさらなる機能的働きをしていく、そういう考えがあるかどうか、その点について伺いたいと思います。

○吉岡説明員 経済企画庁といたしましては、先ほど武部先生の御質問にお答えしたところでござりますが、従来ネズミ講の所管がはつきりしなかつたという点で消費者保護会議等でやつたこともございまして、一応取りまとめ役を買って出たわけでございますが、それではこの法律で第一條なり第二条なりにつきまして行政庁として所管をしてこの法律を全部総合的に調整できるかといふ話になりますと、経済企画庁設置法の趣旨そのものが積極的に働いて、國と地方自治体の連携の中でこのネズミ講の具体的な対策というものが動き出しますが、この新規立法を契機としたしまして、この新規立法をどのように動かすと思われるわけでございますが、この新規立法を契機としたしまして、自治省として全国の県、市町村に対して具体的なアプローチをどのように考

だ、第四条の國及び地方公共団体の防止のための

○調査、啓蒙のところの関係でございますが、從来からも国民生活センターという國民に対しまして直接啓蒙活動を行ふ、情報提供を行う機関がたまたま國民生活局にといいますか、經濟企画庁の付属機関的な特殊法人としてござりますので、その廣報団体を使って、あるいは政府広報の広報室の方にいろいろお願いをして各省と十分協調連絡をとりながらやっていくことについてはやぶさかでないということを申し上げたいと思います。

○官地小委員 いまの点について、きょうは内閣官房も来ているようでございますが、官房としてはいかなる考え方をお持ちでしょうか。

○小森説明員 私ども行つてきました広報事務と申しますと、いわば媒体と申しますか、マスコミの媒体、テレビ、ラジオ、新聞等一般の機関の媒體を管理するという、いわば各省の個別の行政的・業務になりますようPRを担当する、こういう任務になつております関係でございますので、私どもいたしましては、PRの観点でその媒体を管理と申しますか、そういう観点からいろいろ關係各省と協力しながら事務を進めてまいるといふ点についてはやぶさかではございませんけれども、このこと自体について私ども広報室といたしましてどうこうするというのは少し何か感じが違うようでござりますので、その点は御理解いただければ大変ありがたい、こう思うわけでござります。

○宮地小委員 何かいまお話を聞いていると、せっかくこれだけの新規立法を苦労して成立をさせよう、こういうふうに努力をしているのに水をなしつかけるような弱い答弁で大変残念でござりますが、きょうは時間も限られておりますので、この新規立法が成立と同時に各省の機能が具体的に働くしていくこそ國民の期待される法律になるのではないか、私はこういうふうに思いますので、經濟企画庁を先頭にいたしまして各省のますますの努力、またこの法案のできる過程も皆さんはずつかりてこそこそ國民がどれだけ厳しい目に遭つて、世間に十分に——國民がどれだけ厳しい目に遭つて、世論の中でつくられた法律であるという認識の中に

米沢隆君。この問題は先ほど武部先生の方がお聞きをしたいみたいとのことで私の質問を終わりにしたいとお話をございましたように、小川お手伝いをしておりました最初としては、構成要件というものをどうか。具体的に言いますと、構成要件といふのは文言にした方が逆に脱法行為はないかという感じがするのでありますから、なるべく厳格に規定しましたとして法務省それから法制局にいたしまして、いまの御質問に簡潔にお答えいたします。

入、こういうことで結構やれるん  
い方がしてあるわけですね。そう  
に彼らはこういうふうにやってお  
が、今後、たとえば会員数約五百  
るぐる回つて円航直でやるとい  
、これは全然取り締まりの対象に  
うことになるわけですね。

第二条を読んでみると、「一定  
する加入者が無限に増加する」要  
多数の加入者が無限であるという  
ますので、仮に五百万人がぐるぐる  
クルの中で回るということも論理  
ざいますので、当然この構成要件  
うことになるわけでござります。  
それからもう一つは、この法律が  
施行されてからも問題になるでしょ  
講に入つて日の浅い連中が、結局  
かなり騒がしくやつていくのでは  
です。そうなれば、これはかなり  
考えられるわけでありますけれど  
も、この法律が何か有  
ることによってどうせ民事手続で返せと  
きないと思うのですが、この法が  
考へられるわけではありますけれど  
も、錢返せという議論が何か有  
るものかどうか、ちょっとそのあた  
はしいと思います。

こつておるわけでございます。その場合に、いままではこういうネズミ講そのものが違法であるといふようなことが法律上明定されたわけでもございませんので、むしろ具体的な事案に処して、裁判所がこれは民法に違反するか違反しないかといふような公序良俗の問題として取り上げたわけでございます。今度こういう法律ができますと、裁判所の方でこういう事件は民事上におきましては公序良俗違反の事件であるという判断がしやすい一つの素材にならうかと思います。素材にはなるうかと思いますが、この法律は、御存じのように公序宣伝をするという行政の行為を規定したものでございますと同時に、処罰をするということを規定した法律でございますので、直接民事的な問題にどうこう関係があるといふものではないかと思います。

○米沢小委員 結構です。

○片岡小委員長 藤原ひろ子君。

○藤原小委員 まず法務省に三つ、四つ確認をしておきたいというふうに思います。

それは第二条ですけれども、「無限連鎖譲」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして」と、「あるとして」というのがひつかかるわけですが、これは「増加するものである」というふうに勧説者が言う場合があります。また譲の組織者とか譲元こういったところが言わない、宣伝しないというやり方もあると思うんですね。そういうときに、その組織自体が無限に増加することを前提にして成り立つております場合ですから、無限連鎖譲として規定するのだと、いうふうに考えますけれども、このようないふうに考へますけれども、このようないふうに理解していいわけですね。

○佐藤説明員 そのお考へでよろしいかと存じます。

○藤原小委員 もう一つ第六条ですけれども、「業として」ということがありますね。この場合の「業」とは一体何か。職業といふ理解をすべきなのか、それとも幾口も加入して多数の人を

勧説する者というふうに理解するのか。法務省としてはこの「業として」というのをどのような解釈をしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○佐藤説明員 「業として」という言葉はほかの法令でも種々用例がございます。そのほか刑法上には「業務上」という言葉も使用してございます。これの理解いたしましては、要するに反覆継続するものである。たとえば無免許運転者の場合、業務上過失致死傷罪が成立するかという問題がございまして、別にタクシーの運転手、職業として自動車を運転している者でなくとも、反覆継続性があれば無免許運転は業務上致死傷罪が成立するという理解になつております。この言葉の解釈、第六条も同じでございまして、反覆継続して勧説することによって成立する罪であるということをでございます。

○藤原小委員 次に量刑の問題です。この目的には「射幸心をあおり、」といふうにしておりませんけれども、こう言いますと、このネズミ講は赌博の一種といふうにも思えるわけです。賭博の最高刑は懲役五年ということです。また勧説手口から見ますと詐欺の性質があるといふうにも考えられます。そうしますと、詐欺罪の最高刑は懲役十年ということになつてゐるわけです。類似の犯罪と比べまして特に今度のこの法案が不公平だということになつてゐるわけです。類似の犯罪と比べまして特に今度のこの法案が不公平だということはないのかどうか、お答えをいたただきたいと思います。

○佐藤説明員 第五条の法定刑の根拠につきましては、むしろ法制局サイドからのお答えの方が筋道であります。そこで、二条の「預り金の禁止」に關する規定が三年以下というふうになつておりますので、一応その辺を基準にしてこのようないふうに考へますけれども、このようないふうに理解していいわけですね。

○佐藤説明員 そのお考へでよろしいかと存じます。

○藤原小委員 もう一つ第六条ですけれども、「業として」ということがありますね。この場合の「業」とは一体何か。職業といふ理解をすべきなのか、それとも幾口も加入して多数の人を

に右だ左だというきめつけ方もなかなかむずかしい類型のようにも思われます。それやこれやがありまして、一応出資法の第二条を一つの基準とさせてこののような刑が設定されているのではないかとおもふります。それが民法に違反するか違反しないかといふような公序良俗の問題として取り上げたわけでもございます。今度こういう法律ができますと、裁判所の方でこういう事件は民事上におきましては公序良俗違反の事件であるという判断がしやすい一つの素材にならうかと思います。素材にはなるうかと思いますが、この法律は、御存じのように公序宣伝をするという行政の行為を規定したものでございますと同時に、処罰をするということを規定した法律でございますので、直接民事的な問題にどうこう関係があるといふものではないかと思います。

○片岡小委員長 藤原ひろ子君。

○藤原小委員 まず法務省に三つ、四つ確認をしておきたいといふうに思います。

それは第二条ですけれども、「無限連鎖譲」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして」と、「あるとして」といふのがひつかかるわけですが、これは「増加するものである」というふうに勧説者が言う場合があります。また譲の組織者とか譲元こういったところが言わない、宣伝しないというやり方もあると思うんですね。そういうときに、その組織自体が無限に増加することを前提にして成り立つております場合ですから、無限連鎖譲として規定するのだと、いうふうに考えますけれども、このようないふうに考へますけれども、このようないふうに理解していいわけですね。

○佐藤説明員 そのお考へでよろしいかと存じます。

○藤原小委員 もう一つ第六条ですけれども、「業として」ということがありますね。この場合の「業」とは一体何か。職業といふ理解をすべきなのか、それとも幾口も加入して多数の人を

勧説する者というふうに理解するのか。法務省としてはこの「業として」というのをどのような解釈をしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○佐藤説明員 「業として」という言葉はほかの法令でも種々用例がございます。そのほか刑法上には「業務上」という言葉も使用してございます。これの理解いたしましては、要するに反覆継続するものである。たとえば無免許運転者の場合、業務上過失致死傷罪が成立するかという問題がございまして、別にタクシーの運転手、職業として自動車を運転している者でなくとも、反覆継続性があれば無免許運転は業務上致死傷罪が成立するという理解になつております。この言葉の解釈、第六条も同じでございまして、反覆継続して勧説することによって成立する罪であるということをでございます。

○藤原小委員 次に量刑の問題です。この目的には「射幸心をあおり、」といふうにしておりませんけれども、こう言いますと、このネズミ講は赌博の一種といふうにも思えるわけです。賭博の最高刑は懲役五年ということです。また勧説手口から見ますと詐欺の性質があるといふうにも考えられます。そうしますと、詐欺罪の最高刑は懲役十年ということになつてゐるわけです。類似の犯罪と比べまして特に今度のこの法案が不公平だということはないのかどうか、お答えをいたただきたいと思います。

○片岡小委員長 それは官府側からお答え申し上げるより、私がいろいろ世話を来てまいりました段階において考えたことを申し上げますと、それはそれで、またここに第四条で「調査及び」と書いてございまして、それぞれの受け持ちにおいて始終調査をやつてもらう、こういうことで、脱法行為については厳重にそれぞの立場において監視といいますか、調査をしてもらう。そして、どうぞなれば、これはやはりその段階においてこの法律をさらに改正増補するということが必要になつてくると思いますので、そのときにはそのときでひとつ考えていくかという考え方で進んできております。御了承いただきたいと思います。

○佐藤説明員 先ほど、経企庁も從来どおりに生懸命啓蒙宣伝活動を行いますということもおし、やつたわけすけれども、そういったお答えの中、従来どおりができるだけとか十分にとかいふお答えの仕方ですね。

そこで提案をしたいわけですけれども、経済企画庁それから自治省、警察庁、ここが共同していただいて、各県の消費生活センター、こういったところの担当者を集めて、いまから講とは一体どななものなのか、指導の内容、予測される相談内容、こういったものに対するアドバイスなどにつれて周知徹底するということが非常に重要だといふふうに思うわけです。それについて、できるだけいたしますとか十分にいたしますとか、十分の申込みですけれども、いま申しましたようなことはいかがなものなのか、そういうことをされないかというふうにも思つてゐるわけですね。必要な場合には法改正をしなければならないのではないかというふうに思うわけです。今回はこの法案には明記がされていないし、またするのも大変だというふうな状態もわかるわけですけれども、そういうふうな問題が起つりましたときにやらなければならぬといふふうな状態が起つてるので、そういうふうな状態が起つてるので、その点御見解はいかがですか。

○吉岡説明員 経済企画庁は、昨年だつたと思いますが、うちの国民生活局長名で各都道府県知事に通知を出しまして、PRをやっていただきたい、ネズミ講にかかる啓発をやっていただきたいと思います。

○古岡説明員 経済企画庁は、昨年だつたと思いますが、うちの国民生活局長名で各都道府県知事に通知を出しまして、PRをやっていただきたい、ネズミ講にかかる啓発をやっていただきたいと思います。

○吉岡説明員 経済企画庁は、昨年だつたと思いますが、うちの国民生活局長名で各都道府県知事に通知を出しまして、PRをやっていただきたい、中身なんですけれども、いま申しましたようなことはいかがなものなのか、そういうことをされないかというふうにも思つてゐるわけですね。必要な場合には法改正をしなければならないのではないかというふうに思うわけです。今回はこの法案には明記がされていないし、またするのも大変だというふうな状態もわかるわけですけれども、そういうふうな問題が起つりましたときにやらなければならぬといふふうな状態が起つてるので、その点御見解はいかがですか。

○吉岡説明員 経済企画庁は、昨年だつたと思いますが、うちの国民生活局長名で各都道府県知事に通知を出しまして、PRをやっていただきたい、中身なんですけれども、いま申しましたようなことはいかがなものなのか、そういうことをされないかというふうにも思つてゐるわけですね。必要な場合には法改正をしなければならないのではないかというふうに思うわけです。今回はこの法案には明記がされていないし、またするのも大変だというふうな状態もわかるわけですけれども、そういうふうな問題が起つましたときにやらなければならぬといふふうな状態が起つてるので、その点御見解はいかがですか。

そこで提案をしたいわけですけれども、経済企画庁それから自治省、警察庁、ここが共同していただいて、各県の消費生活センター、こういったところの担当者を集めて、いまから講とは一体どなるものなのか、指導の内容、予測される相談内容、こういったものに対するアドバイスなどにつれて周知徹底するということが非常に重要だといふふうに思うわけです。それについて、できるだけいたしますとか十分にいたしますとか、十分の申込みですけれども、いま申しましたようなことはいかがなものなのか、そういうことをされないかというふうにも思つてゐるわけですね。必要な場合には法改正をしなければならないのではないかというふうに思うわけです。今回はこの法案には明記がされていないし、またするのも大変だというふうな状態もわかるわけですけれども、そういうふうな問題が起つましたときにやらなければならぬといふふうな状態が起つてので

て、そういう内容等につきましては、これら関係各省の御協力を得なければなりませんが、地方公共団体が住民に対し十分に啓蒙、啓発ができる、あるいは相談に応ずることができるよう十分な資料をつくり、あるいは相互の調整を行う等によつてその辺の措置を図る必要があるうかといふふうに思つております。

○片岡小委員長 警察庁、防犯の立場から……。

○佐野説明員 幸いにしてこの法律が効果を發揮してこの種の事態が六ヶ月後になくなつてくるというふうになりますればこれは非常に結構でございますし、その段階ですと、私どももさらに将来のためのいわばPRとか実態把握という点に十分手はつけられると思いますが、不幸にして依然としてこの種の事態があるということになりましたと、警察内部でその検査のための協力とか研修あるいは窓口相互の連携とかというふうな問題で、いわば警察固有の事務で相当手いっぱいになる場面が出てくるのじゃないかという感じがいたしておりますので、もし万一——その事態になつてみませんとわかりませんが、事態が鎮静化して余力が出てくる、あるいはむしろPRとかその他行政面の方に十分動いていたいたい方がいいという場面が出てまいりますれば、関係省庁と十分御連絡をとつて、いま御指摘のようなこともその時点で改めて考へると申しますか、検討させていただきたい、かよううに考へております。

○片岡小委員長 文部省、何かありますか。

○石井説明員 私も、先ほど啓蒙につきましては、また調査につきましては、文部省としての調査権限の範囲で十分努めたいということを申しましたけれども、ただいま自治省の方からお話をあらがつたとおり、やはりこの法律の内容と、その内容について十分明確にしていただいて、それをもとにし啓蒙する必要があるといふうに考へておるわけでございます。

○藤原小委員 立法化がされるまで、きょううちに至るまで何年かかり、その間各省がなるべく遠慮しておこうといふうな議り合いも私たちがつたが最後、勉学も手につかない、この夏休みも

きり見られていたわけなんです。そういう中で各省庁が共同してやるところがいままで一番抜けていたと思うのです。その点をぜひやっていただきたいということを強く要請したいと思つますと、それから私どもの方はこの施行期日を三ヶ月にするのか六ヶ月にするのかということで大変皆さんお待たせしたというふうに思うわけですけれども、六ヶ月で皆さん統一していまよければ成立さそうというふうに協力いたしましたのは、処罰の点では六ヶ月後であるかもわからないけれども、啓蒙宣伝活動つまり第四条というのには、もう私はあしたからでも発効できていく。六ヶ月たてば本当は第四条は要らないぐらいになるのじやないかというふうに思つておるだけでも、その点、いま申しました今日までのたどつてまいりましたような押せ押せの歴史ではなくて、積極的に各省庁が協力、共同してし合うというふうなことを強く要請をしておきたいと思うわけです。

それからいま文部省からお答えがありましたけれども、ぜひお願いしたいのは、以前に大学にずっとネズミ講が遊びくるという中で通達を出していただいた、これはよかつたとは思うわけです。しかし実際に私も京都で、立命館大学それから大阪大学であるとか外国语大学であるとかそこへ入りましたよと、なぜかとおきたいと思うわけです。そういうふうと、なるほど一片の通達だけではだめだなということも考へているわけです。それは大学当局が親身になって相談に乗るということが非常に大事だということを考えたわけです。それで、やりましていろいろ実情を聞いてみたわけです。そうしますと、なるほど一片の通達だけではだめだ

と思います。

また、今回の法律が成立いたしましたならば、先ほど来先生御指摘のとおり、いろいろと法律の定義といいますか内容といいますか、そういうこと等につきまして明確にしていただくし、またそういうことがないとなつかか一般にはわかりにくいういうことをもちらまして、そういうことができましたら、直ちに私どもこの法律の内容をば全国の国公私立大学はもとより、それから先ほど武部先生の方からお話をあつたかと思いますが、各種学校等に對しましても何らかの形で趣旨が徹底するようにしてまいりたいと思います。

○片岡小委員長 依田君。

○依田小委員 一点だけちょっと確認をさせていただきたい、こう思つてあります。

要は、この法律をつくりましても、脇法行為が出てしりぬぐいができない、こういうことでは困る、こう思つてあります。

先ほどからいろいろ委員の方の質問を聞いておきましたが、この辺の取り締まりが無理じゃないかという印象を私は受けたのです。

そこで、ここに書いてございます、「金錢」というふうに限つて書いてあるわけありますけれども、それが三十万円で千六百五十万になりますよと

アルバイトで國へも帰らなかつたという状態が出来ているわけですから、せひとも、形式的な通達と

平板な通達ではなくて、実のある通達を直ちに出していくべきだといふうに思つますが、いかがでしょうか。

○石井説明員 先般六月十六日付をもちまして、大学局長名の通知を発しましたけれども、同時に、

私どもは特に関西地区の大学に對しましては、個別に状況等どうであるかというようなこと、これ

は電話でございますが、照会したりいたしておりまして、できるだけ通知の趣旨につきましては、

形式的なものではなくて、実のあるものとして学生に周知されるようお願いしているところでござります。

また、今回の法律が成立いたしましたならば、先ほど来先生御指摘のとおり、いろいろと法律の定義といいますか内容といいますか、そういうこと等につきまして明確にしていただくし、またそ

ういうことがないとなつかか一般にはわかりにくいういうことをもちらまして、そういうことができましたら、直ちに私どもこの法律の内容をば全国の国公私立大学はもとより、それから先ほど武部先生の方からお話をあつたかと思いますが、各種学校等に對しましても何らかの形で趣旨が徹底するようにしてまいりたいと思います。

○依田小委員 私はそう考へておきますと、非常に卑近な例でありますけれども、われわれパチンコを昔やりましたが、御承知のように直接金錢の取引をやりますとひつかかるというわけです。そこでくつ下なり何かを一応くれておいてそれを金錢にかかる、こういうやり方をやります。いま法務省のお答えですが、「金錢」の中に債券とかそういうものが入らない、こういうことになりますと、そういうものを対象に勧誘をするということになると、それが脱法行為になつてきて取り締まれないと、そういうことになつてみると、金錢にかかる、そういうことをやりますけれども、それが脱法行為になつてみると、金錢にかかる、そういうふうに思つます。

○佐藤説明員 お答えいたします。

ただいまの設例として挙げられました国債あるいは土地権利証等は、言うならば財産上の利益と

いう方に入るものはなかろうかと思われますので、「金錢」という言葉からそこまで読み取ること

は刑罰としてはちょっと無理ではなかろうかといふうに考へます。

○依田小委員 私はそう考へておきますと、非常

に卑近な例でありますけれども、われわれパチ

ンコを昔やりましたが、御承知のように直接金錢の取引をやりますとひつかかるというわけです。そ

ういうことがないとなつかか一般にはわかりにく

いういうことをもちらまして、そういうことができ

ますと、それが脱法行為になつてきて取り締まれる、そういうふうに思つます。

○片岡小委員長 依田君。

○依田小委員 一點だけちょっと確認をさせていただきたい、こう思つてあります。

要は、この法律をつくりましても、脇法行為が

出でしりぬぐいができない、こういうことでは困る、こう思つてあります。

先ほどからいろいろ委員の方の質問を聞いておきましたが、この辺の取り締まりが無理じゃないかという印象を私は受けたのです。

そこで、ここに書いてございます、「金錢」とい

うふうに限つて書いてあるわけありますけれども、この「金錢」というのは現金に限るわけあります。

○佐藤説明員 現金に限ると思いますが、金券同様の小切手等も含まれ得るものだと思います。

○依田小委員 たとえば国債であるとかあるいは土地権利証であるとか、そういうものはどうですか。

チ商法につきましても法律的な手当てをすべきではなかろうか。あれをあのままにしておきましてこちらに解釈上持ち込んでくるというのは、法の整合性上かなり問題があるのでなかろうかといふふうに考えます。

ただ、いろいろ脱法行為があるのではないかという御指摘でございますが、要は金品が主であるか金錢が主であるかという実態判断の問題でございまして、金錢が主であるというふうな認定がつきました場合には、多少、ほんんど値の張らないような物品のつきまとうネズミ講でありますても、やはり第二条の定義によつて十分擬律できるといふふうに考えております。

○依田小委員 今度の項目にはそういうあがございませんけれども、前の処罰法の方には加入金とは何々、いろいろ金の規定をしておるわけあります。今度はただ「金錢」ということだけこの法律は書かれておるわけでありますけれども、同じ「金錢」にしても、いろいろそういう名目の非常に微妙なところで判断のしにくいものが出でくるのじゃないか、こう思うわけあります。ただ「金錢」でよろしいのでしょうか。

○佐藤説明員 よろしいかどうか、私何ともお答えのしようがないのでございますけれども、一応私どもの知識で今まで吸収しておりますネズミ講の実態というのを照合してみると、いずれも無限に加入者が増加する、相当多数の加入者を前提といたしましてこの講が動いていく、かつかなり複雑なシステムを必要とするわけでございますので、たとえば土地権利証をもつて金錢にかかるいは国債をもつて金錢にかかるいは「金錢」という表現で十分晦い得るというのが私なりの考え方でございます。

○依田小委員 そうすると、法務省の感覚としては脱法行為というのはいまのところ考えられな

い、こういうことです。

○佐藤説明員 先ほど申し上げましたとおり、

案

無限連鎖講の防止に関する法律案小委員長

(目的)

附則

第一条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破壊すべき性質のものであるのにかかわらずいたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに関与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

○片岡小委員長 上上で發言は終わりました。  
○片岡小委員長 この際、お詣りいたします。

連鎖講の防止に関する法律案の草案を本小委員会の案とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○片岡小委員長 起立総員。よつて、さよう決定いたしました。

小委員各位のお手元に配付してござります無限連鎖講の防止に関する法律案の草案を本小委員会の案とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

小委員各位のお手元に配付してござります無限連鎖講の防止に関する法律案の草案を本小委員会の案とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

第二条 この法律において「無限連鎖講」とは、一定額の金錢を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金錢から自己の支出した額を上回る額の金錢を受領することを内容とする金錢配当組織をいう。

(無限連鎖講の禁止)

第三条 何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うように努めなければならない。

(罰則)

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七条 無限連鎖講に加入することを勧誘した者

は、二十万円以下の罰金に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

はなかろうか。あれをあのままにしておきましてこちらに解釈上持ち込んでくるというのは、法の整合性上かなり問題があるのでなかろうかといふふうに考えます。

ただ、いろいろ脱法行為があるのではないかといふふうに御指摘でございますが、要は金品が主であるか金錢が主であるかという実態判断の問題でございまして、金錢が主であるというふうな認定がつきました場合には、多少、ほんんど値の張らないような物品のつきまとうネズミ講でありますても、やはり第二条の定義によつて十分擬律できるといふふうに考えております。

○依田小委員 今度の項目にはそういうあがございませんけれども、前の処罰法の方には加入金とは何々、いろいろ金の規定をしておるわけあります。今度はただ「金錢」ということだけこの法律は書かれておるわけでありますけれども、同じ「金錢」にしても、いろいろそういう名目の非常に微妙なところで判断のしにくいものがでてくるのじゃないか、こう思うわけあります。ただ「金錢」でよろしいのでしょうか。

○佐藤説明員 よろしいかどうか、私何ともお答えのしようがないのでございますけれども、一応私どもの知識で今まで吸収しておりますネズミ講の実態というのを照合してみると、いずれも無限に加入者が増加する、相当多数の加入者を前提といたしましてこの講が動いていく、かつかなり複雑なシステムを必要とするわけでございますので、たとえば土地権利証をもつて金錢にかかるいは「金錢」という表現で十分晦い得るというのが私なりの考え方でございます。

○依田小委員 そうすると、法務省の感覚としては脱法行為というのはいまのところ考えられな

午後四時散会

本日は、これにて散会いたします。